

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第119号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市西京極総合運動公園について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市西京極総合運動公園の利用料金の上限額の適正化を図るとともに、京都アクアリーナサブプールの利用促進及び利便性の向上を図るためサブプールのコース専用利用に係る規定を整備するため京都市西京極総合運動公園条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

(ア) 陸上競技場兼球技場

区 分		利 用 料 金								
		改 正 前				改 正 後				
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他		
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
全面 利用	休日等	午前7時から正午まで	円 88,000	円 103,000	円 261,000	円 328,000	円 90,510	円 105,940	円 268,450	円 337,370
		午前8時から正午まで	68,000	80,000	202,000	254,000	69,940	82,280	207,770	261,250
		午前9時から正午まで	48,000	57,000	143,000	180,000	49,370	58,620	147,080	185,140
		午後1時から午後5時まで	64,000	76,000	191,000	240,000	65,820	78,170	196,450	246,850
		午後5時30分から午後9時まで	64,000	76,000	191,000	240,000	65,820	78,170	196,450	246,850
		午前7時から午後9時まで	216,000	255,000	643,000	808,000	222,150	262,280	661,350	831,070
	その他	午前8時から午後9時まで	196,000	232,000	584,000	734,000	201,580	238,620	600,670	754,950
		午前9時から午後9時まで	176,000	209,000	525,000	660,000	181,010	214,960	539,980	678,840
		午前7時から正午まで	66,000	78,000	198,000	246,000	67,880	80,220	203,650	253,020
		午前8時から正午まで	51,000	61,000	154,000	192,000	52,450	62,740	158,400	197,480
		午前9時から正午まで	36,000	44,000	110,000	138,000	37,020	45,250	113,140	141,940
		午後1時から午後5時まで	49,000	59,000	147,000	184,000	50,400	60,680	151,200	189,250
	午後5時30分から午後9時まで	49,000	59,000	147,000	184,000	50,400	60,680	151,200	189,250	
	午前7時から午後9時まで	164,000	196,000	492,000	614,000	168,680	201,580	506,050	631,520	

	午前8時から午後9時まで	149,000	179,000	448,000	560,000	153,250	184,100	460,800	575,980
	午前9時から午後9時まで	134,000	162,000	404,000	506,000	137,820	166,610	415,540	520,440
部分利用 (1人1回につき)					300				300

(イ) 補助球技場

区 分		利 用 料 金		
		改 正 前	改 正 後	
全面 利用	休日等	午前7時から正午まで	円 29,200	円 30,030
		午前8時から正午まで	22,600	23,240
		午前9時から正午まで	16,000	16,450
		午後1時から午後5時まで	21,000	21,600
		午前7時から午後5時まで	50,200	51,630
		午前8時から午後5時まで	43,600	44,840
		午前9時から午後5時まで	37,000	38,050
		1時間単位の利用	5,300	5,450
	その他 の日	午前7時から正午まで	22,200	22,830
		午前8時から正午まで	17,100	17,580
		午前9時から正午まで	12,000	12,340
		午後1時から午後5時まで	16,000	16,450
		午前7時から午後5時まで	38,200	39,280
		午前8時から午後5時まで	33,100	34,030
		午前9時から午後5時まで	28,000	28,790
1時間単位の利用		4,000	4,110	
部分利用 (1人1回につき)		300	300	

(ウ) 野球場

区 分		利 用 料 金							
		改 正 前				改 正 後			
		アマチュアスポーツ		その他		アマチュアスポーツ		その他	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
休日等	午前7時から正午まで	円	円	円	円	円	円	円	円
		56,000	76,000	168,000	227,000	57,600	78,170	172,800	233,480

	午前8時から正午まで	43,000	59,000	130,000	177,000	44,220	60,680	133,710	182,050
	午前9時から正午まで	30,000	42,000	92,000	127,000	30,850	43,200	94,620	130,620
	午後1時から午後5時まで	41,000	56,000	123,000	169,000	42,170	57,600	126,510	173,820
	午後5時30分から午後9時まで	41,000	56,000	123,000	169,000	42,170	57,600	126,510	173,820
	午前7時から午後9時まで	138,000	188,000	410,000	565,000	141,940	193,370	425,820	581,120
	午前8時から午後9時まで	125,000	171,000	372,000	515,000	128,560	175,880	386,730	529,690
	午前9時から午後9時まで	112,000	154,000	338,000	465,000	115,190	158,400	347,640	478,260
	2時間につき	19,400	—	—	—	19,950	—	—	—
その他の日	午前7時から正午まで	41,000	58,000	123,000	175,000	42,170	59,650	126,510	180,000
	午前8時から正午まで	32,000	45,000	96,000	136,000	32,910	46,280	98,740	139,880
	午前9時から正午まで	23,000	32,000	69,000	97,000	23,650	32,910	70,970	99,770
	午後1時から午後5時まで	30,000	42,000	92,000	127,000	30,850	43,200	94,620	130,620
	午後5時30分から午後9時まで	30,000	42,000	92,000	127,000	30,850	43,200	94,620	130,620
	午前7時から午後9時まで	101,000	142,000	307,000	429,000	103,870	146,050	315,750	441,240
	午前8時から午後9時まで	92,000	129,000	280,000	390,000	94,610	132,680	287,980	401,120
	午前9時から午後9時まで	83,000	116,000	253,000	351,000	85,350	119,310	260,210	361,010
	2時間につき	14,500	—	—	—	14,910	—	—	—
室内野球練習場 (1箇所1時間につき)					1,500	1,540			

(エ) プール兼アイススケートリンク (プールとして供用する場合)

区 分		利 用 料 金									
		改 正 前				改 正 後					
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他			
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
全面 利用	メイン プール	休日等	午前9時から正午まで	円	円	円	円	円	円	円	円
			午後1時から午後5時まで	58,500	105,300	175,500	315,900	60,170	108,300	180,510	324,920
			午後5時30分から午後9時まで	78,000	140,400	234,000	421,200	80,220	144,410	240,680	433,230
		その他 の日	午前9時から正午まで	58,500	105,300	175,500	315,900	60,170	108,300	180,510	324,920
			午前9時から午後9時まで	195,000	351,000	585,000	1,053,000	200,560	361,010	601,700	1,083,070
			午後1時から午後5時まで	45,000	81,000	135,000	243,000	46,280	83,310	138,850	249,940
		午後1時から午後5時まで	60,000	108,000	180,000	324,000	61,710	111,080	185,140	333,250	

		午後5時30分から午後9時まで	45,000	81,000	135,000	243,000	<u>46,280</u>	<u>83,310</u>	<u>138,850</u>	<u>249,940</u>
		午前9時から午後9時まで	150,000	270,000	450,000	810,000	<u>154,270</u>	<u>277,700</u>	<u>462,840</u>	<u>833,130</u>
飛込み プール	休日等	午前9時から正午まで	23,400	42,200	70,200	126,400	<u>24,060</u>	<u>43,400</u>	<u>72,200</u>	<u>130,010</u>
		午後1時から午後5時まで	31,200	56,200	93,600	168,500	<u>32,090</u>	<u>57,800</u>	<u>96,270</u>	<u>173,310</u>
		午後5時30分から午後9時まで	23,400	42,200	70,200	126,400	<u>24,060</u>	<u>43,400</u>	<u>72,200</u>	<u>130,010</u>
		午前9時から午後9時まで	78,000	140,400	234,000	421,200	<u>80,210</u>	<u>144,600</u>	<u>240,670</u>	<u>433,330</u>
	その他の日	午前9時から正午まで	18,000	32,400	54,000	97,200	<u>18,510</u>	<u>33,320</u>	<u>55,540</u>	<u>99,970</u>
		午後1時から午後5時まで	24,000	43,200	72,000	129,600	<u>24,680</u>	<u>44,430</u>	<u>74,050</u>	<u>133,300</u>
		午後5時30分から午後9時まで	18,000	32,400	54,000	97,200	<u>18,510</u>	<u>33,320</u>	<u>55,540</u>	<u>99,970</u>
		午前9時から午後9時まで	60,000	108,000	180,000	324,000	<u>61,700</u>	<u>111,070</u>	<u>185,130</u>	<u>333,240</u>
サブ プール	休日等	午前9時から正午まで	46,800	84,300	140,400	252,800	<u>48,130</u>	<u>86,700</u>	<u>144,410</u>	<u>260,020</u>
		午後1時から午後5時まで	62,400	112,400	187,200	337,000	<u>64,180</u>	<u>115,610</u>	<u>192,540</u>	<u>346,620</u>
		午後5時30分から午後9時まで	46,800	84,300	140,400	252,800	<u>48,130</u>	<u>86,700</u>	<u>144,410</u>	<u>260,020</u>
		午前9時から午後9時まで	156,000	280,800	468,000	842,400	<u>160,440</u>	<u>289,010</u>	<u>481,360</u>	<u>866,660</u>
	その他の日	午前9時から正午まで	36,000	64,800	108,000	194,400	<u>37,020</u>	<u>66,650</u>	<u>111,080</u>	<u>199,950</u>
		午後1時から午後5時まで	48,000	86,400	144,000	259,200	<u>49,370</u>	<u>88,860</u>	<u>148,110</u>	<u>266,600</u>
		午後5時30分から午後9時まで	36,000	64,800	108,000	194,400	<u>37,020</u>	<u>66,650</u>	<u>111,080</u>	<u>199,950</u>
		午前9時から午後9時まで	120,000	216,000	360,000	648,000	<u>123,410</u>	<u>222,160</u>	<u>370,270</u>	<u>666,500</u>
部分 利用 (1人1回につき)	個人	一般				800				<u>820</u>
		小学校の児童及び中学校の生徒				400				<u>410</u>
	団体	一般				700				<u>720</u>
		小学校の児童及び中学校の生徒				350				<u>360</u>
コース 専用 利用	メイン プール (1時間につき)	休日等				2,000				<u>2,050</u>
		その他の日				1,500				<u>1,540</u>

(オ) プール兼アイススケートリンク (アイススケートリンクとして供用する場合)

区 分		利 用 料 金								
		改 正 前				改 正 後				
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他		
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
全	休日等	午前9時から正午まで	円 74,100	円 133,400	円 222,300	円 400,200	円 76,210	円 137,210	円 228,650	円 411,630

面 利 用	メイ ン ク	午後1時から午後5時まで	98,800	177,900	296,400	533,600	101,620	182,980	304,860	548,840	
		午後5時30分から午後9時まで	74,100	133,400	222,300	400,200	76,210	137,210	228,650	411,630	
		午前9時から午後9時まで	247,000	444,600	741,000	1,333,800	254,040	457,400	762,160	1,372,100	
		その他 の日	午前9時から正午まで	57,000	102,600	171,000	307,800	58,620	105,530	175,880	316,590
			午後1時から午後5時まで	76,000	136,800	228,000	410,400	78,170	140,700	234,510	422,120
			午後5時30分から午後9時まで	57,000	102,600	171,000	307,800	58,620	105,530	175,880	316,590
	サブ リン ク	休日等	午前9時から正午まで	23,400	42,200	70,200	126,400	24,060	43,400	72,200	130,010
			午後1時から午後5時まで	31,200	56,200	93,600	168,500	32,090	57,800	96,270	173,310
			午後5時30分から午後9時まで	23,400	42,200	70,200	126,400	24,060	43,400	72,200	130,010
			午前9時から午後9時まで	78,000	140,400	234,000	421,200	80,210	144,600	240,670	433,330
		その他 の日	午前9時から正午まで	18,000	32,400	54,000	97,200	18,510	33,320	55,540	99,970
			午後1時から午後5時まで	24,000	43,200	72,000	129,600	24,680	44,430	74,050	133,300
			午後5時30分から午後9時まで	18,000	32,400	54,000	97,200	18,510	33,320	55,540	99,970
			午前9時から午後9時まで	60,000	108,000	180,000	324,000	61,700	111,070	185,130	333,240
部 分 利 用 ( 1 人 1 回 に つ き)	個 人	一 般					1,600	1,640			
		小学校の児童及び中学校の生徒					800	820			
	団 体	一 般					1,400	1,440			
		小学校の児童及び中学校の生徒					700	720			

(カ) アーチェリー場

区 分		利 用 料 金		
		改 正 前	改 正 後	
全 面 利 用	休 日 等	午前9時から正午まで	円 5,100	円 5,240
		午後1時から午後5時まで	6,800	6,990
		午後5時30分から午後9時まで	5,100	5,240
		午前9時から午後9時まで	16,900	17,470
	そ 他 の 日	午前9時から正午まで	3,900	4,010
		午後1時から午後5時まで	5,200	5,340
午後5時30分から午後9時まで		3,900	4,010	

	午前 9 時から午後 9 時まで	13,000	13,360
部分利用 (1人1回につき)	一般	500	510
	小学校の児童及び中学校の生徒	250	250

(キ) フィットネスルーム

区 分			利 用 料 金		
			改 正 前	改 正 後	
全面利用	トレーニングルーム	休日等	午前 9 時から正午まで	円 14,500	円 14,910
			午後 1 時から午後 5 時まで	19,300	19,850
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	14,500	14,910
			午前 9 時から午後 9 時まで	48,100	49,670
		その他の日	午前 9 時から正午まで	11,100	11,410
			午後 1 時から午後 5 時まで	14,800	15,220
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	11,100	11,410
			午前 9 時から午後 9 時まで	37,000	38,040
	運動フロア	休日等	午前 9 時から正午まで	14,500	14,910
			午後 1 時から午後 5 時まで	19,300	19,850
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	14,500	14,910
			午前 9 時から午後 9 時まで	48,100	49,670
		その他の日	午前 9 時から正午まで	11,100	11,410
			午後 1 時から午後 5 時まで	14,800	15,220
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	11,100	11,410
			午前 9 時から午後 9 時まで	37,000	38,040
部分利用 (1人1回につき)			500	510	

(2) 超過利用料金 (1時間につき)

区 分				利 用 料 金			
				改 正 前		改 正 後	
				正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで
陸上競技場兼球 技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	円 20,000	円 20,000	円 20,570	円 20,570
			その他の日	15,000	15,000	15,420	15,420
		入場料を徴収する場合	休日等	23,000	23,000	23,650	23,650
			その他の日	17,000	17,000	17,480	17,480

		そ の 他	入場料を徴収しない場合	休日等	59,000	59,000	<u>60,680</u>	<u>60,680</u>
				その他の日	44,000	44,000	<u>45,250</u>	<u>45,250</u>
			入場料を徴収する場合	休日等	74,000	74,000	<u>76,110</u>	<u>76,110</u>
				その他の日	54,000	54,000	<u>55,540</u>	<u>55,540</u>
補助競技場（全面利用）				休日等	6,600	—	<u>6,780</u>	—
				その他の日	5,100	—	<u>5,240</u>	—
野 球 場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	13,000	13,000	<u>13,370</u>	<u>13,370</u>	
			その他の日	9,000	9,000	<u>9,250</u>	<u>9,250</u>	
		入場料を徴収する場合	休日等	17,000	17,000	<u>17,480</u>	<u>17,480</u>	
			その他の日	13,000	13,000	<u>13,370</u>	<u>13,370</u>	
	そ の 他	入場料を徴収しない場合	休日等	38,000	38,000	<u>39,080</u>	<u>39,080</u>	
			その他の日	27,000	27,000	<u>27,770</u>	<u>27,770</u>	
		入場料を徴収する場合	休日等	50,000	50,000	<u>51,420</u>	<u>51,420</u>	
			その他の日	39,000	39,000	<u>40,110</u>	<u>40,110</u>	
プール(全面利用)	メインプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	23,400	23,400	<u>24,060</u>	<u>24,060</u>
			その他の日	18,000	18,000	<u>18,510</u>	<u>18,510</u>	
		入場料を徴収する場合	休日等	42,200	42,200	<u>43,400</u>	<u>43,400</u>	
			その他の日	32,400	32,400	<u>33,320</u>	<u>33,320</u>	
		そ の 他	入場料を徴収しない場合	休日等	70,200	70,200	<u>72,200</u>	<u>72,200</u>
				その他の日	54,000	54,000	<u>55,540</u>	<u>55,540</u>
	入場料を徴収する場合		休日等	126,400	126,400	<u>130,010</u>	<u>130,010</u>	
			その他の日	97,200	97,200	<u>99,970</u>	<u>99,970</u>	
	飛び込みプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	9,400	9,400	<u>9,660</u>	<u>9,660</u>
				その他の日	7,200	7,200	<u>7,400</u>	<u>7,400</u>
		入場料を徴収する場合	休日等	16,900	16,900	<u>17,380</u>	<u>17,380</u>	
			その他の日	13,000	13,000	<u>13,370</u>	<u>13,370</u>	
		そ の 他	入場料を徴収しない場合	休日等	28,100	28,100	<u>28,900</u>	<u>28,900</u>
				その他の日	21,600	21,600	<u>22,210</u>	<u>22,210</u>
	入場料を徴収する場合		休日等	50,600	50,600	<u>52,040</u>	<u>52,040</u>	
			その他の日	38,900	38,900	<u>40,010</u>	<u>40,010</u>	
	サブプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	18,800	18,800	<u>19,330</u>	<u>19,330</u>
				その他の日	14,400	14,400	<u>14,810</u>	<u>14,810</u>
			入場料を徴収する場合	休日等	33,800	33,800	<u>34,760</u>	<u>34,760</u>
				その他の日	26,000	26,000	<u>26,740</u>	<u>26,740</u>
そ の 他		入場料を徴収しない場合	休日等	56,200	56,200	<u>57,800</u>	<u>57,800</u>	
			その他の日	43,200	43,200	<u>44,430</u>	<u>44,430</u>	
		入場料を徴収する場合	休日等	101,200	101,200	<u>104,090</u>	<u>104,090</u>	
			その他の日	77,800	77,800	<u>80,020</u>	<u>80,020</u>	
アイススケ	メイ	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	29,700	29,700	<u>30,540</u>	<u>30,540</u>

ートリンク (全面利用)	リンク	入場料を徴収する場合	その他の日	22,800	22,800	<u>23,450</u>	<u>23,450</u>	
			休日等	53,500	53,500	<u>55,020</u>	<u>55,020</u>	
		その他	入場料を徴収しない場合	休日等	89,000	89,000	<u>91,540</u>	<u>91,540</u>
				その他の日	68,400	68,400	<u>70,350</u>	<u>70,350</u>
			入場料を徴収する場合	休日等	160,200	160,200	<u>164,770</u>	<u>164,770</u>
				その他の日	123,200	123,200	<u>126,720</u>	<u>126,720</u>
	サブリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	9,400	9,400	<u>9,660</u>	<u>9,660</u>
				その他の日	7,200	7,200	<u>7,400</u>	<u>7,400</u>
			入場料を徴収する場合	休日等	16,900	16,900	<u>17,380</u>	<u>17,380</u>
				その他の日	13,000	13,000	<u>13,370</u>	<u>13,370</u>
		その他	入場料を徴収しない場合	休日等	28,100	28,100	<u>28,900</u>	<u>28,900</u>
				その他の日	21,600	21,600	<u>22,210</u>	<u>22,210</u>
入場料を徴収する場合	休日等	50,600	50,600	<u>52,040</u>	<u>52,040</u>			
	その他の日	38,900	38,900	<u>40,010</u>	<u>40,010</u>			
アーチェリー場 (全面利用)			休日等	2,100	2,100	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>	
			その他の日	1,600	1,600	<u>1,640</u>	<u>1,640</u>	
フィットネスルーム (全面利用)		トレーニングルーム		休日等	5,900	5,900	<u>6,060</u>	<u>6,060</u>
				その他の日	4,500	4,500	<u>4,620</u>	<u>4,620</u>
		運動フロア		休日等	5,900	5,900	<u>6,060</u>	<u>6,060</u>
				その他の日	4,500	4,500	<u>4,620</u>	<u>4,620</u>

(3) 売店設備及び構内地利用料

区 分		単 位	利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
売 店 設 備		1 日	円 11,200	円 <u>11,520</u>
構 内 地	売店、食堂又はこれに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,000	<u>1,020</u>
	立ち売り又は行商	1人につき1日	2,200	<u>2,260</u>

2 サブプールのコース専用利用の設定

区 分	利 用 料 金 (1時間につき)
休 日 等	<u>2,050</u> 円
そ の 他 の 日	<u>1,540</u> 円

この条例は、平成26年4月1日から施行します。





野 球 場	合	C	30,850	C	23,650					F	115,190	F	85,350	
		入場料を徴収する場合	A	78,170	A	59,650	57,600	43,200	57,600	43,200	D	193,370	D	146,050
			B	60,680	B	46,280					E	175,880	E	132,680
			C	43,200	C	32,910					F	158,400	F	119,310
	入場料を徴収しない場合	A	172,800	A	126,510	126,510					94,620	126,510	94,620	D
		B	133,710	B	98,740		E	386,730	E	287,980				
		C	94,620	C	70,970		F	347,640	F	260,210				
	入場料を徴収する場合	A	233,480	A	180,000		173,820	130,620	173,820	130,620				D
		B	182,050	B	139,880	E					529,690	E	401,120	
		C	130,620	C	99,770	F					478,260	F	361,010	
	室内野球練習場 (1箇所1時間につき)		1,540											
	プ ー ル と し て 供 用 す る 場 合	メ イ ン プ ー ル	アマチュアス ポーツ	入場料を徴収しない場合	60,170	46,280	80,220	61,710	60,170	46,280	200,560	154,270		
入場料を徴収する場合				108,300	83,310	144,410	111,080	108,300	83,310	361,010	277,700			
そ の 他			入場料を徴収しない場合	180,510	138,850	240,680	185,140	180,510	138,850	601,700	462,840			
			入場料を徴収する場合	324,920	249,940	433,230	333,250	324,920	249,940	1,083,070	833,130			
飛 び 込 み プ ー ル		アマチュアス ポーツ	入場料を徴収しない場合	24,060	18,510	32,090	24,680	24,060	18,510	80,210	61,700			
			入場料を徴収する場合	43,400	33,320	57,800	44,430	43,400	33,320	144,600	111,070			
全面利用														

プ  
ー  
ル  
兼  
ア  
イ  
ス  
ス  
ケ  
ー  
ト  
リ  
ン  
ク

そ の 他	入場料を徴 収しない場 合	72,200	55,540	96,270	74,050	72,200	55,540	240,670	185,130
	入場料を徴 収する場合	130,010	99,970	173,310	133,300	130,010	99,970	433,330	333,240
ア マ チュ ア ス 合 ポ ー ツ	入場料を徴 収しない場 合	48,130	37,020	64,180	49,370	48,130	37,020	160,440	123,410
	入場料を徴 収する場合	86,700	66,650	115,610	88,860	86,700	66,650	289,010	222,160
そ の 他	入場料を徴 収しない場 合	144,410	111,080	192,540	148,110	144,410	111,080	481,360	370,270
	入場料を徴 収する場合	260,020	199,950	346,620	266,600	260,020	199,950	866,660	665,500
部 分 利 用 個 人 1 回 に つ き	一 般	820							
	小 学 校 の 児 童 及 び 中 学 校 の 生 徒	410							
一 般	一 般	720							
	小 学 校 の 児 童 及 び 中 学 校 の 生 徒	360							
メ イ ア マ チュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴 収しない場 合	76,210	58,620	101,620	78,170	76,210	58,620	254,040	195,410

アイススケートリンク	全面利用として供用する場合	リンク	入場料を徴収する場合	137,210	105,530	182,980	140,700	137,210	105,530	457,400	351,760		
			入場料を徴収しない場合	228,650	175,880	304,860	234,510	228,650	175,880	762,160	586,270		
		その他	入場料を徴収する場合	411,630	316,590	548,840	422,120	411,630	316,590	1,372,100	1,055,300		
		アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	24,060	18,510	32,090	24,680	24,060	18,510	80,210	61,700		
	サブリンク	リンク	入場料を徴収する場合	43,400	33,320	57,800	44,430	43,400	33,320	144,600	111,070		
			入場料を徴収しない場合	72,200	55,540	96,270	74,050	72,200	55,540	240,670	185,130		
		その他	入場料を徴収する場合	130,010	99,970	173,310	133,300	130,010	99,970	433,330	333,240		
		部分利用(1人1回につき)	団体	一般	1,640								
				小学校の児童及び中学校の生徒	820								
		部分利用(1人1回につき)	個人	一般	1,440								
小学校の児童及び中学校の生徒	720												

	全	面	利	用	5,240	4,010	6,990	5,340	5,240	4,010	17,470	13,360
アーチェリー場	部分利用(1人1回につき)	一般	510									
		小学校の児童及び中学校の生徒	250									
フィットネスルーム	全面利用	トレーニングルーム	14,910	11,410	19,850	15,220	14,910	11,410	49,670	38,040		
	運動フロア		14,910	11,410	19,850	15,220	14,910	11,410	49,670	38,040		
	部分利用(1人1回につき)		510									

別表第2備考9中「額と」を「額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)と」に改め、同備考10中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考12中「メインプール」の右に「及びサブプール」を加え、「2,000円」を「2,050円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同備考14中「5,300円」を「5,450円」に、「4,000円」を「4,110円」に改め、同備考15中「19,400円」を「19,950円」に、「14,500円」を「14,910円」に改める。

円	円	円	円
20,000	15,000	20,000	15,000
23,000	17,000	23,000	17,000
59,000	44,000	59,000	44,000
74,000	54,000	74,000	54,000
6,600	5,100		
13,000	9,000	13,000	9,000
17,000	13,000	17,000	13,000
38,000	27,000	38,000	27,000
50,000	39,000	50,000	39,000
23,400	18,000	23,400	18,000
42,200	32,400	42,200	32,400
70,200	54,000	70,200	54,000

別表第3備考以外の部分中

126,400	97,200	126,400	97,200
9,400	7,200	9,400	7,200
16,900	13,000	16,900	13,000
28,100	21,600	28,100	21,600
50,600	38,900	50,600	38,900
18,800	14,400	18,800	14,400
33,800	26,000	33,800	26,000
56,200	43,200	56,200	43,200
101,200	77,800	101,200	77,800
29,700	22,800	29,700	22,800
53,500	41,100	53,500	41,100
89,000	68,400	89,000	68,400
160,200	123,200	160,200	123,200
9,400	7,200	9,400	7,200
16,900	13,000	16,900	13,000
28,100	21,600	28,100	21,600
50,600	38,900	50,600	38,900
2,100	1,600	2,100	1,600
5,900	4,500	5,900	4,500
5,900	4,500	5,900	4,500

を

円	円	円	円
20,570	15,420	20,570	15,420
23,650	17,480	23,650	17,480
60,680	45,250	60,680	45,250
76,110	55,540	76,110	55,540
6,780	5,240		

13,370	9,250	13,370	9,250
17,480	13,370	17,480	13,370
39,080	27,770	39,080	27,770
51,420	40,110	51,420	40,110
24,060	18,510	24,060	18,510
43,400	33,320	43,400	33,320
72,200	55,540	72,200	55,540
130,010	99,970	130,010	99,970
9,660	7,400	9,660	7,400
17,380	13,370	17,380	13,370
28,900	22,210	28,900	22,210
52,040	40,010	52,040	40,010
19,330	14,810	19,330	14,810
34,760	26,740	34,760	26,740
57,800	44,430	57,800	44,430
104,090	80,020	104,090	80,020
30,540	23,450	30,540	23,450
55,020	42,270	55,020	42,270
91,540	70,350	91,540	70,350
164,770	126,720	164,770	126,720
9,660	7,400	9,660	7,400
17,380	13,370	17,380	13,370
28,900	22,210	28,900	22,210
52,040	40,010	52,040	40,010
2,160	1,640	2,160	1,640
6,060	4,620	6,060	4,620
6,060	4,620	6,060	4,620

に改める。

別表第4売店設備の項中「11, 200」を「11, 520」に改め, 同表構内地の項中「1, 000」を「1, 020」に, 「2, 200」を「2, 260」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市西京極総合運動公園条例の規定は, この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し, 同日前の利用に係る料金については, なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)